

国民生活センターの事務・事業における
官民競争入札等の実施について

平成 19 年 9 月 20 日

内閣府国民生活局

官民競争入札等監理委員会におけるヒアリング（回答）

1. 計画案の再検討

（1）計画案の再検討

宿泊施設の管理・運營業務については、市場化テストにより施設の有効利用、稼働率の向上を図ることを検討したい。

研修業務において、「全国消費者フォーラム」「消費者問題 企業トップセミナー」等の実施について、市場化テストの検討対象とする。

一方、広報交流業務において、月刊誌「たしかな目」は既に企画・制作を外部委託しており、その他の出版物についても、デザインレイアウト等の業務を外部化している。また、テレビ番組（「ご存知ですか 消費者ミニ情報」）の提供事業についても、既に企画・制作を外部委託している。

また、商品テスト業務において、全国の消費生活センターで受け付けた製品事故に関する原因究明のためのテストは、公正中立な立場で迅速に実施する必要がある。消費者被害の未然防止・拡大防止のため、商品全般について幅広く引き受け、消費者の使用実態を踏まえたテストを実施している民間主体はない。なお、商品テストのうち、規格・基準に沿ったテスト等は既に外部委託している。

このため、広報交流業務及び商品テスト業務については市場化テストの検討対象とするのは適切でなく、必要性も低い。

(2) 官民競争入札等実施の可能性について提案しない事業

○ 商品テスト事業

国民生活センターの商品テスト業務は、食品などを含めた広範な消費財を対象とし、消費者の実生活の場における使用実態を踏まえたテストを実施しており、他の機関で同様の機能を有しているものはないと認識している。また、製品事故の原因究明は、電気系統や機械的強度、材質、化学など多面的・複合的なテストが必要であるが、このようなテストを実施している民間主体はなく、競争性は極めて乏しい。なお、電気用品安全法や食品衛生法、道路運送車両法などの画一的な規格・基準に基づくテストは、これまでも外部委託を取り入れてきた。

製品事故は、広範な消費財について重大な事故の発生を把握する都度、速やかに事故の確認、原因究明のためのテストを実施するとともに、広く消費者に対し一刻も早く情報提供しなければならないことから、官民競争入札のためのヒアリング、入札説明会等の手続が必要な市場化テストは馴染まない。

○ 広報交流事業

国民生活センターの広報交流業務については、全国の消費生活センターの中核機関として収集した苦情相談情報をもとに、消費者問題に関する広報啓発活動を実施しており、広報啓発内容の企画立案業務は苦情相談業務等と不可分なものであるため民間では実施困難と考える。

また、出版物の企画・制作やデザインレイアウト、テレビ番組の企画・制作は既に外部委託を実施しており、これ以上の官民競争入札の対象とする事業はないと考える。

2. 補足資料

(1) 独立行政法人の概要について

(2) 主に議論の対象となる事務・事業の内容について

ア 事務・事業の内容について

① 事務・事業内容の詳細（実施フロー図、各業務の詳細内容）

広報交流事業 別紙1参照
商品テスト事業 別紙2参照
教育研修事業 別紙3参照

② 事務・事業実施にあたっての全体の組織体系（組織図・事業所数等）
別添1参照

③ 予算額、職員数、業務量に関連する指標の実績値

業務別決算額（平成18年度）

	支出決算額	収入決算額	運営費交付金収入
広報交流部	329百万円	148百万円	181百万円
商品テスト部	95百万円	9万円	95百万円
教育研修部(*注)	61百万円	42百万円	19百万円

(*注) 研修・宿泊施設の管理運営事業に関する経費は含まれない

職員数（平成18年3月31日現在）

	職員数
広報交流部	18人
商品テスト部	25人
教育研修部(*注)	9人

(*注) 研修・宿泊施設の管理運営事業には、教育研修部のほか、経理管理部等、その他の部の職員が関与することがある。

業務量に関連する指標の実績値

	平成18年度実績
広報交流部	(出版物発行部数) ・月刊誌「たしかな目」：233,900部 ・月刊誌「国民生活」：48,929部 ・「くらしの豆知識」：248,329部 ・リーフレット発行数：1,652,400部 (テレビ番組の提供) 「ご存知ですか 消費者ミニ情報」の放映：40回

商品テスト部	○原因究明テスト実施件数 51 件 ○問題提起テスト実施件数 12 件 ・要望に対する対応 行政機関による措置、指導 5 件 業界における対応等 6 件 ・情報提供実績 報道機関 116 件 雑誌、広報媒体等 70 件 ○大学研究室や医療機関との共同テスト ・患者を利用したアレルギーテスト ・ペットフードの動物実験 等
教育研修部	開催講座数：55 講座（うち 22 講座は相模原事務所に て開催） 研修参加者総数：9,945 人

- ④ 当該事務・事業を独立行政法人の職員以外では担えないとする特殊事業、規制する法令等の有無及びその内容

2. 計画案の再検討（2）参照

イ 現状の外部資源の活用状況（外部委託を実施している場合）

- ① 委託業務の内容

別添 2 参照

- ② 委託先名称（公表不可能な場合は事業者の形態）

別添 2 参照

- ③ 委託方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約等の別）

別添 2 参照

- ④ 契約実績（金額、契約年数等）

別添 2 参照

- ⑤ 特定の事業者のみ受託可能である場合は法律上等の根拠

別添 2 参照

(3) 官民競争入札等の内容について

ア 想定している対象事業内容について

- ① 事務・事業全体のフロー

別紙 3 参照

② 全体の組織体系上の官民競争入札等の対象事業の位置づけ

国民生活センターの事業については、消費者基本法第 25 条において、全国の消費生活センター等における中核的機関として積極的な役割を果たすものとされている。

また、独立行政法人国民生活センター法第 3 条において、「国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うことを目的とする」こととされており、その一環として教育研修事業を実施しているところである。

こうした教育研修事業のうち、「全国消費者フォーラム」と「消費者問題 企業トップセミナー」は、以下のような特徴がある。

① 「全国消費者フォーラム」

目的：当面する消費者問題の現状と方向および消費者活動について、学習および報告、意見交換を行なう。

対象：消費者、地方公共団体の職員、消費者団体の職員、事業者

② 「消費者問題 企業トップセミナー」

目的：企業トップへの消費者問題への理解を深め、消費者志向の向上に資するため、消費者問題および消費者行政の現状と課題について情報を提供する。

対象：企業の消費者対応部門の経営幹部

③ 対象事業の予算額、定員、その他業務量に関連する指標の実績値

(2) ア③ 参照

イ 事務・事業全体を官民競争入札等の対象とすることができない理由

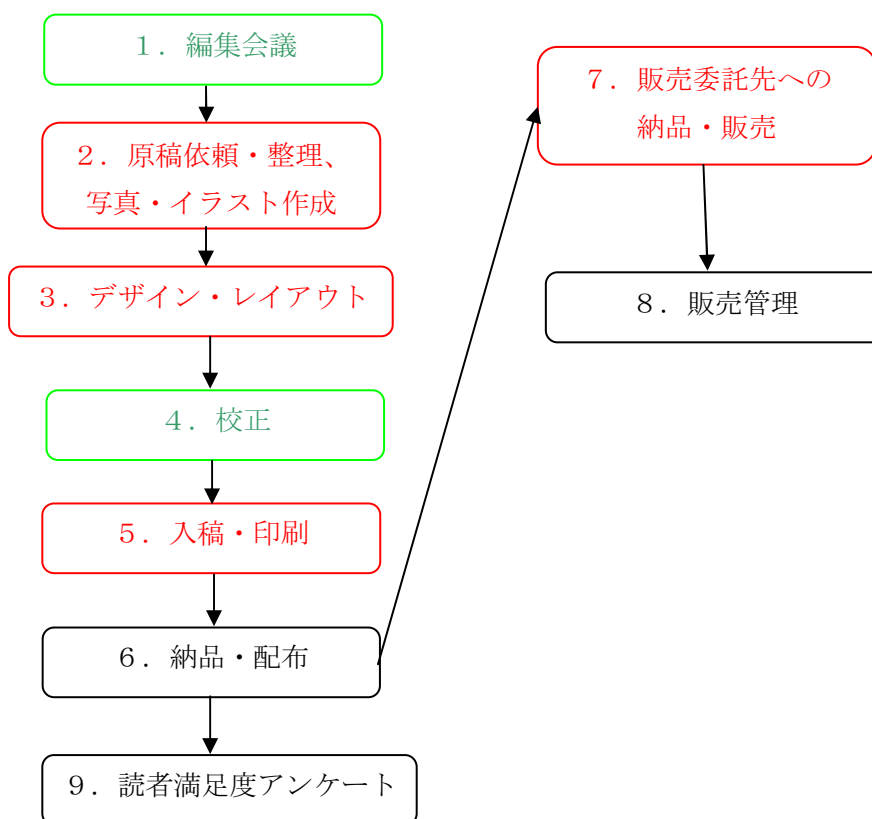
全国の消費生活センターにおいて苦情相談処理にあたっている相談員や地方公共団体の職員に対して適切な研修を行うためには、消費生活相談の動向

や頻繁に制定・改正が行われる消費者関連法に関する情報を十分に把握し、それを踏まえて研修内容の企画や講師陣の選定を行う必要がある。

相談員、行政職員への研修内容は、PIO-NET に寄せられた消費者トラブルをもとにした、事業者と消費者間の相談処理・消費者紛争解決等のノウハウを含めた実践的な研修内容であることから、その運営については、相談業務を自ら実施し、関連法の改正動向等を熟知した国民生活センターが実施する必要がある。

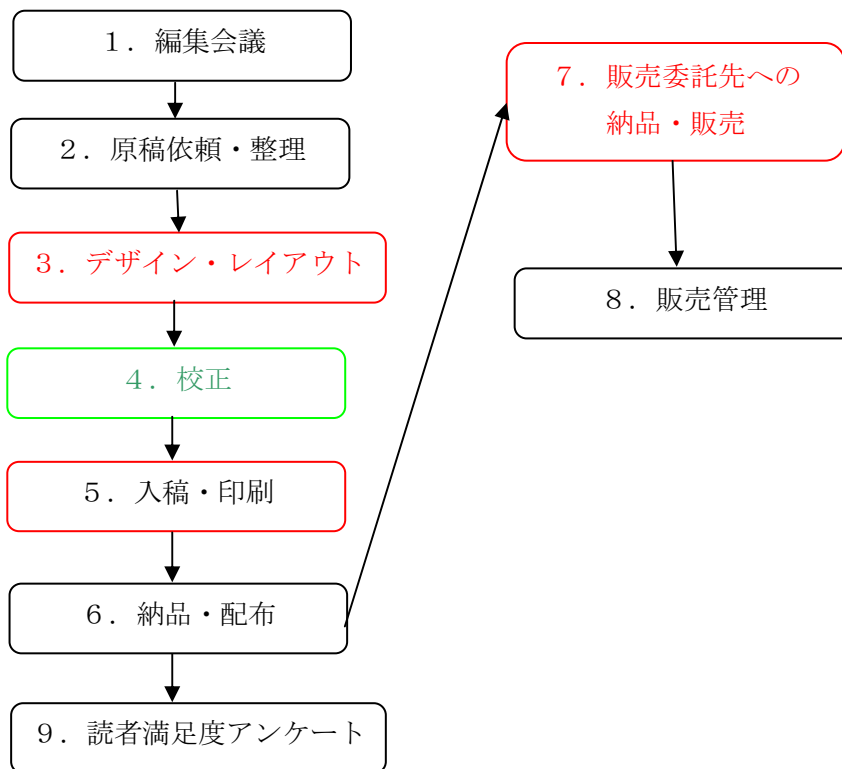
広報交流事業 実施フロー

『たしかな目』編集・販売



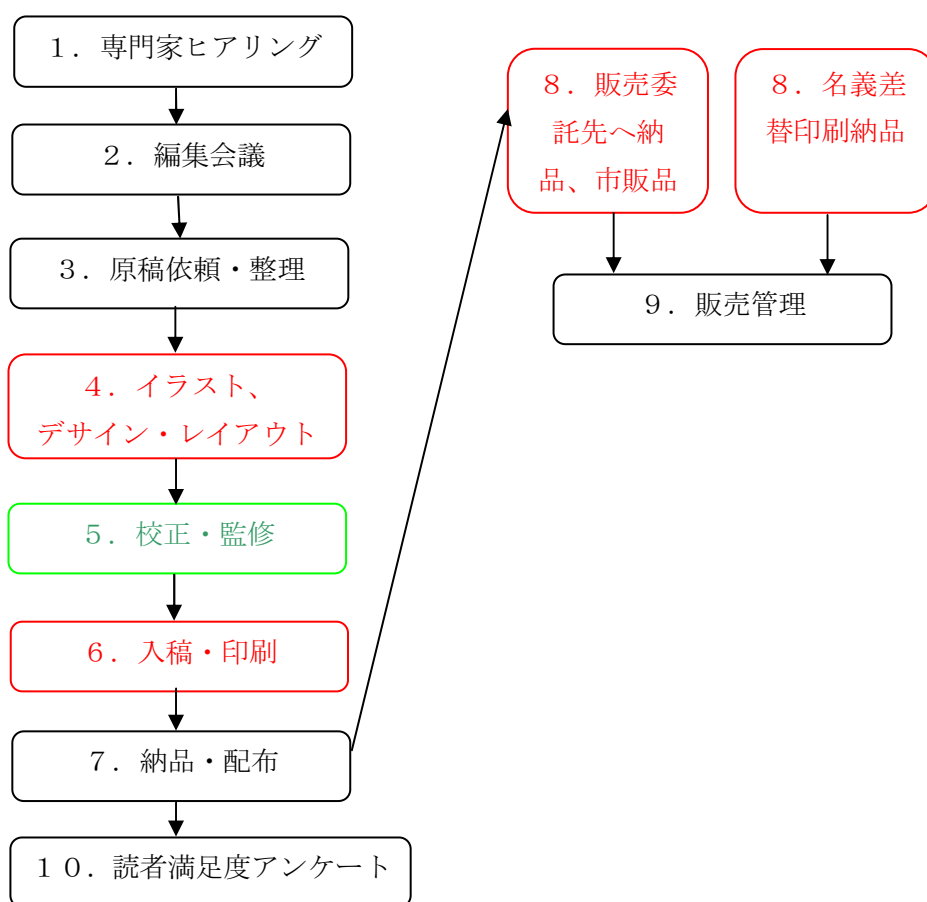
1. 暮らしと商品テストの情報誌として全国の一般の消費者の暮らしをよりよいものにするために役立つ情報を商品テスト、特集等各コーナーで展開、提供するため、企画競争により選ばれたデザイン会社と企画を持ち寄り編集会議を行い決定する。(両者)
2. デザイン会社からイラスト、写真、執筆、取材原稿を依頼・整理をしたうえで、原稿案として提示される。(業者)
3. 内容等の確認、追加取材の支持に基づきデザイン・レイアウトがされる。(業者)
4. 3回の校正を両者で行う。(両者)
5. 経理課による印刷入札、決定された印刷会社に完全原稿として入稿、印刷される。(業者)
6. 納品を受け、各地消費生活センター等関係機関に配布する。(センター)
7. 販売委託をする取次ぎに納品し、全国の書店で毎月発売する。(業者)
8. 直接、当センターにより購読受注者に対して直送、代金の請求・回収を行う。(センター)
9. 12月に読者満足度アンケート調査を行う。(センター)

『国民生活』編集・販売



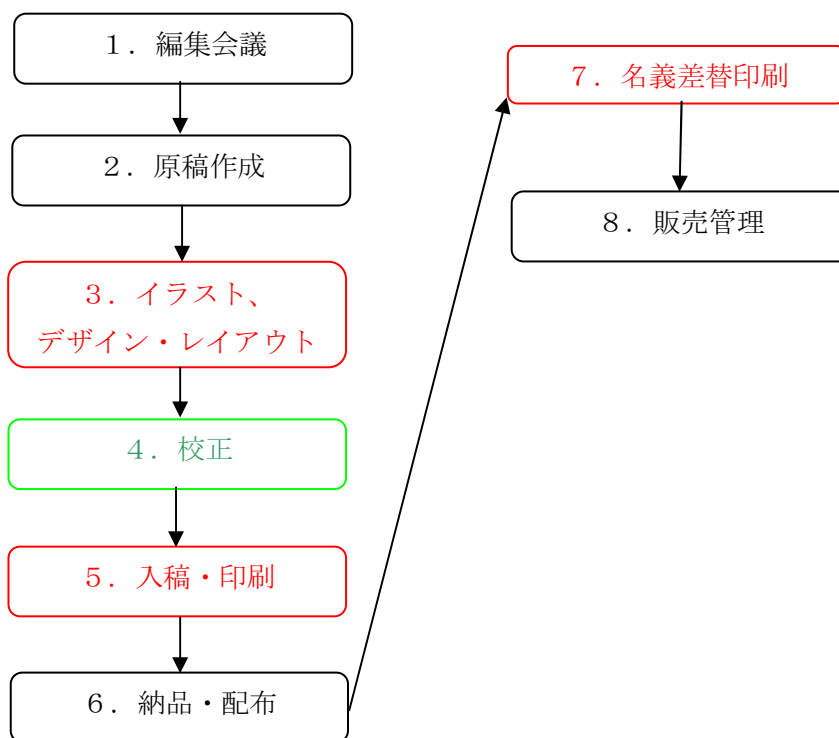
1. 有償の消費者情報・問題の月刊専門誌として、各地消費者行政の相談・啓発担当者に役立つ情報の特集、時点・論点等各コーナーで展開、提供するため編集会議を行い決定する。(センター)
2. 原稿依頼・整理をする。(センター)
3. 企画競争により選ばれたデザイン会社にラフデザインを依頼、確認のうえデザインレイアウトをしてもらう。(業者)
4. 3回の校正を両者で行い完全版下とする。(両者)
5. 経理課による印刷入札、決定された印刷会社にデータを渡す。デザイナー会社ともども色校正を受け、印刷される。(業者)
6. 納品を受け、各地消費生活センター等関係機関に配布する。(センター)
7. 委託販売をする取次ぎに納品、全国の官報販売所等の書店で毎月発売する。
8. 取次ぎに請求、代金の回収を行う。
8. 12月に読者満足度アンケート調査を行う。(センター)

『くらしの豆知識』編集・販売



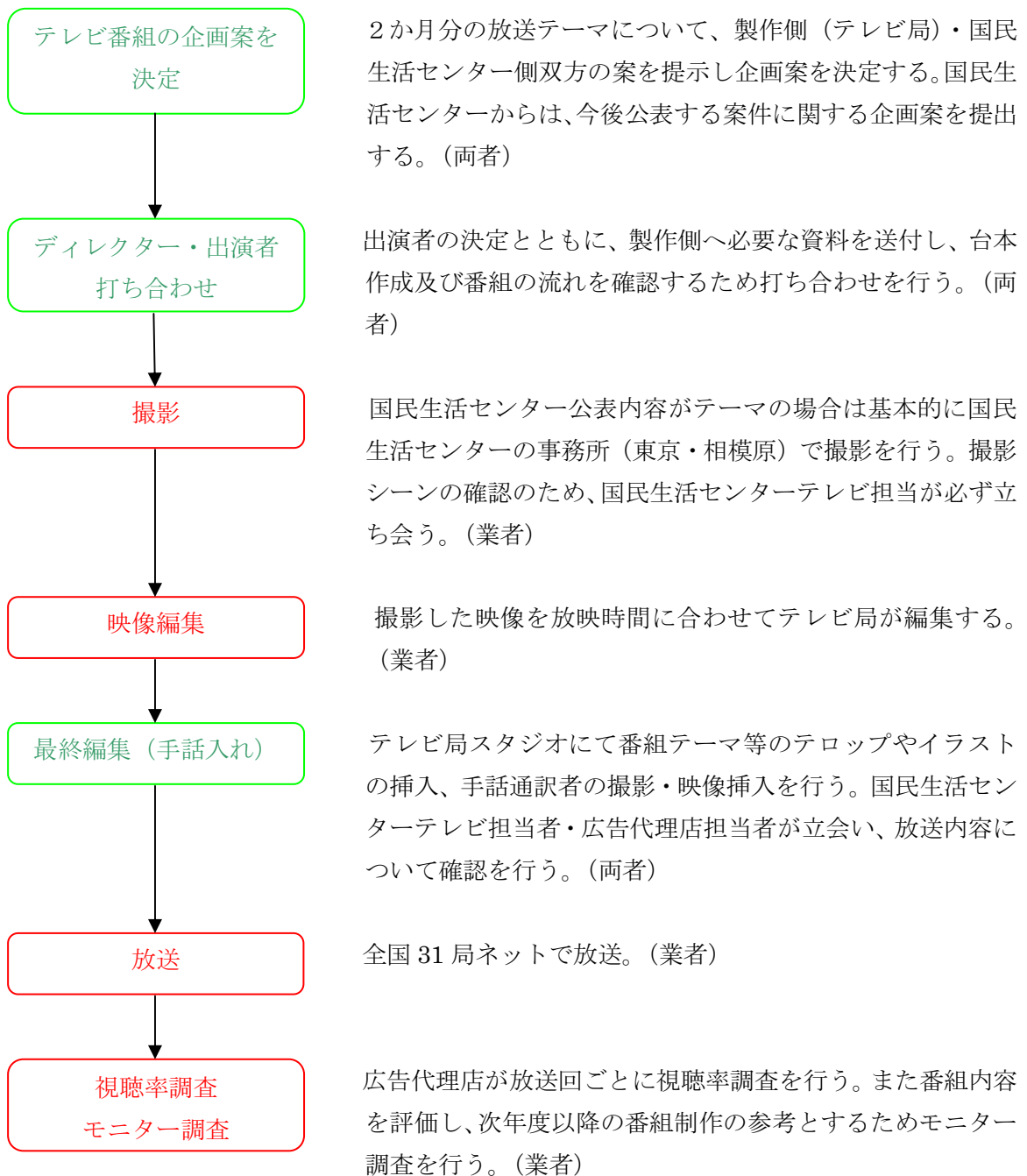
1. 毎年くらしのさまざまな方面の知識を見開きでわかりやすく構成し作成する。前年度発行後、販売状況、消費者相談の傾向、社会の変化等を勘案しテーマを探るため1~2月ごろに消費者問題に造詣の深い専門家や大量購入者からのヒアリングを受ける。(センター)
2. それらをもとに部内で数十回の編集会議を重ね、時宜に適った新しいテーマ、章立て、項目執筆者を決める。(センター)
3. 当該年度に入りすぐに原稿依頼、整理する。(センター)
4. 企画競争により決定したデザイン会社にイラスト作成やデザイン・レイアウトをしてもらう。(業者)
5. 3回以上の校正を両者で行いながら監修を受ける。(両者)
6. 完全版下として、経理課による印刷入札、決定された印刷会社にデータを渡す。デザイナーともども最終校正をし、見本誌が納品される。(業者)
7. 納品された見本誌を各地消費者行政機関や学校、消費者団体等関連団体等に見本として配布する。(センター)
8. 名義差替注文を受け、印刷所に指示、名義差替部分校正・印刷・納品の完了後に代金回収をしてもらう。取次ぎを経由し全国の書店等で9月発売する。(業者)
9. その後印刷所から、印刷部数に応じた著作者名義差替料を受領する。(センター)
10. 12月に読者満足度アンケート調査を行う。(センター)

『消費者啓発用リーフレット』編集・販売

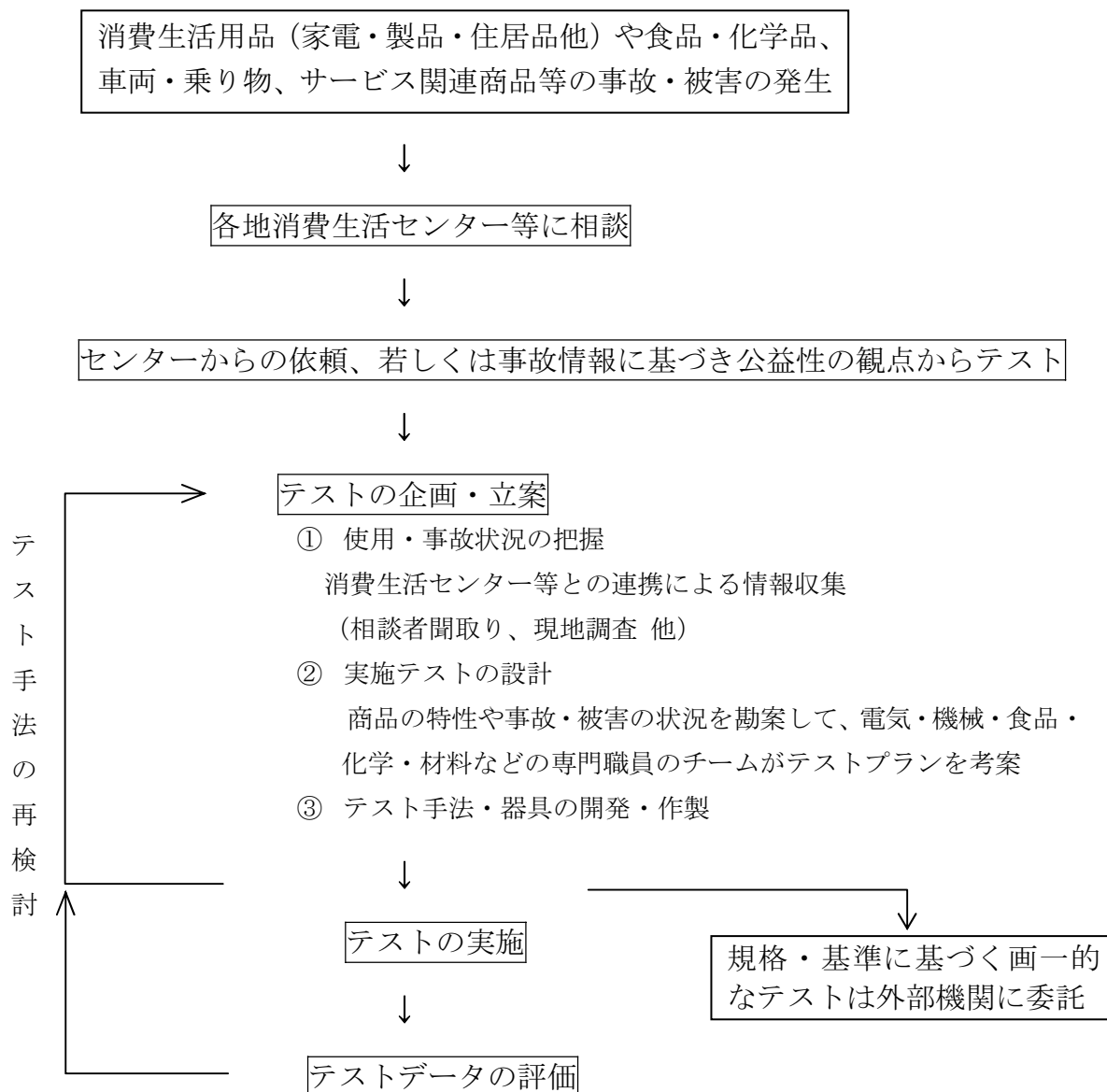


1. 毎年啓発用リーフレットとして高齢者編および若者編を消費生活の相談の傾向に合わせて編集会議でテーマを決める。(センター)
2. 専門家の立場から見る相談員および企画競争により決定したデザイン会社との話し合いを元に修正案を担当で詰めて原稿作成をする。(センター)
3. 企画競争時提案のデザインの修正・再提出を受ける。(業者)
4. チェック、デザイナーともども2回の校正をし、版下を完成させる。(両者)
5. 経理課による印刷入札、決定された印刷会社にデータを渡し、印刷される。(業者)
6. 納品を受け、各地消費者行政や学校、社会福祉協議会等関連団体等に見本として配布する。(センター)
7. 名義差し替え注文を受け、内容を確認のうえ印刷所に指示、名義差替文校正・印刷・納品の完了後に代金回収をしてもらう。(業者)
8. 印刷所から、印刷部数に応じた著作者名義差替料を受領する。(センター)

テレビ番組「ご存じですか」制作・放送

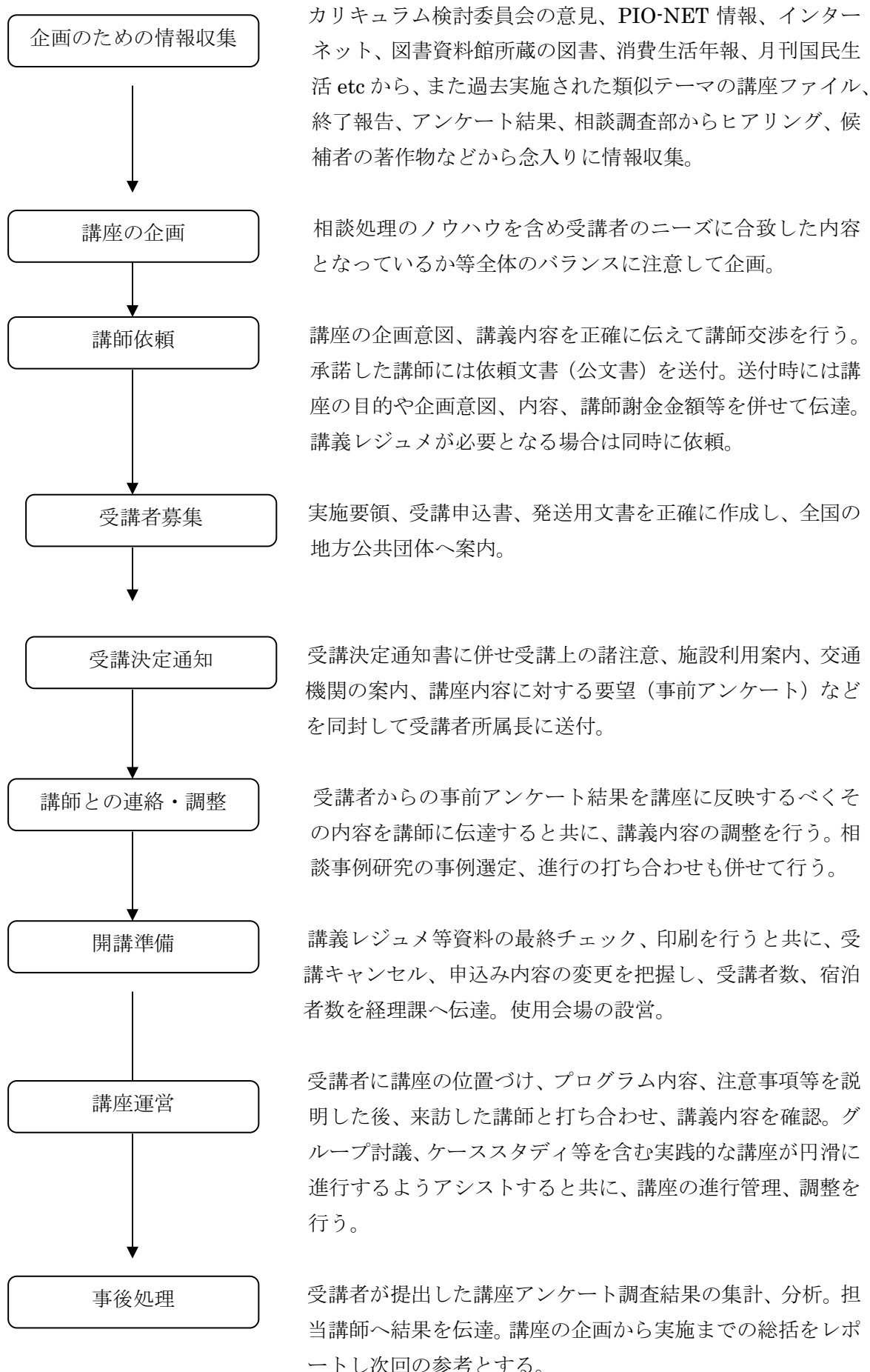


商品テスト事業 実施フロー

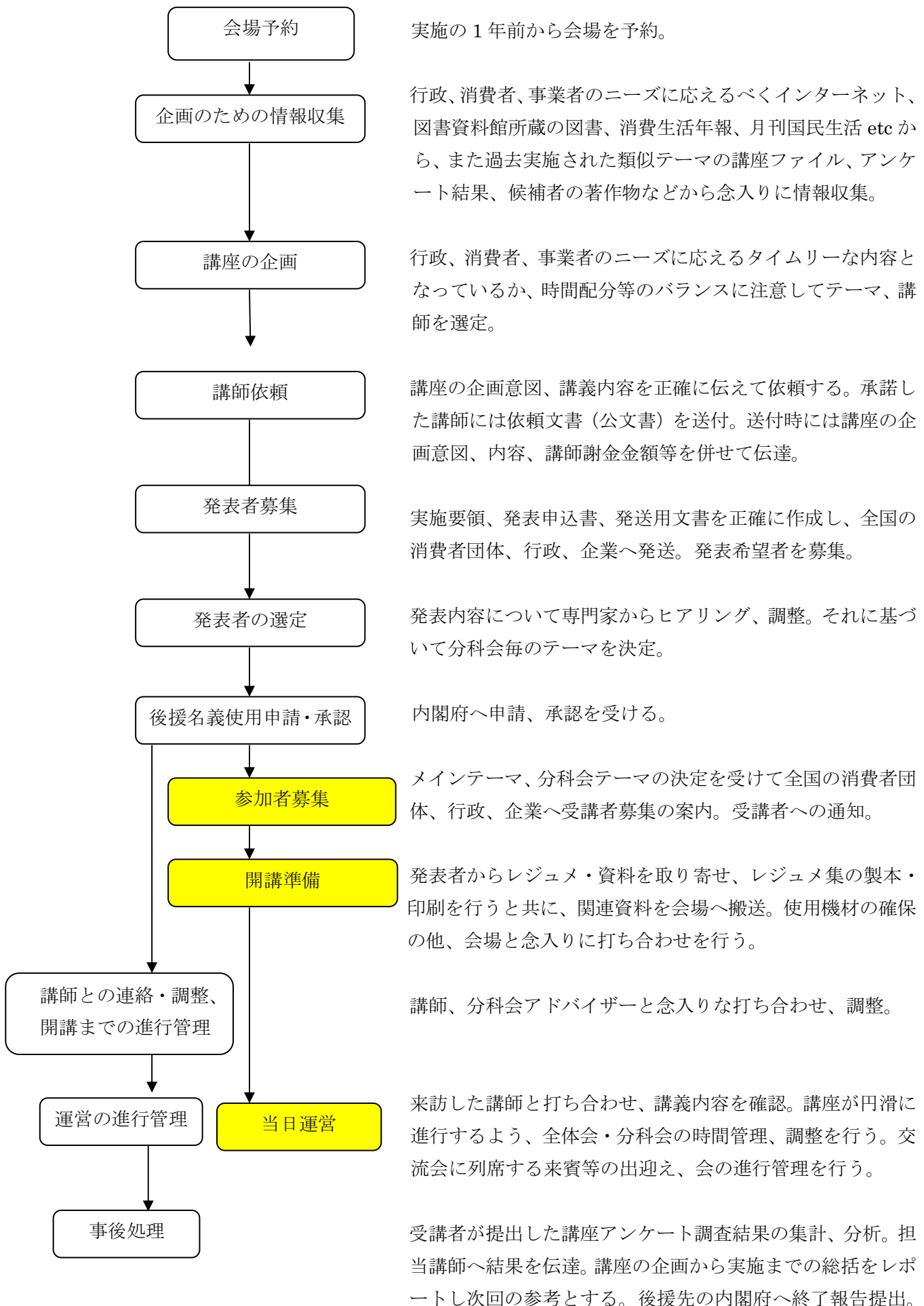


教育研修事業 実施フロー

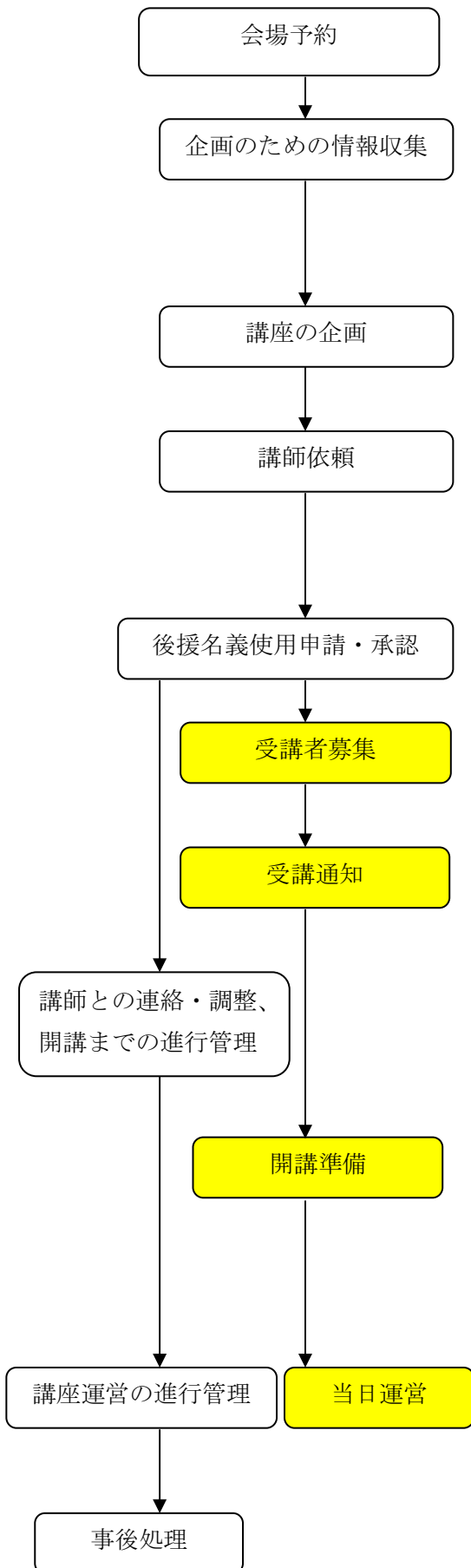
消費生活相談員研修（3日間、相模原施設で実施する講座の場合）



全国消費者フォーラム（アルカディア市ヶ谷）



消費者問題・企業トップセミナー（経団連会館）



実施の1年前から会場を予約。

ACAP、民間で実施している企業対象講座、インターネット、図書資料館所蔵の図書、消費生活年報、月刊国民生活 etc から、また過去実施された類似テーマの講座ファイル、アンケート結果、候補者の著作物などから念入りに情報収集。

企業トップのニーズに合致した内容となっているか、時間配分等のバランスに注意して企画。

講座の企画意図、講義内容を正確に伝えて講師交渉する。承諾した講師には依頼文書（公文書）を送付。送付時には講座の目的や企画意図、内容、講師謝金金額等を併せて伝達。講義レジュメが必要となる場合は同時に依頼。

内閣府へ申請、承認を受ける。

実施要領、受講申込書、発送用文書を正確に作成し、全国4,000箇所企業へ案内。

受講上の諸注意、交通機関の案内、講座内容に対する要望（事前アンケート）、請求書などを同封して受講者へ通知。

受講者からの事前アンケート結果を講座に反映するべくその内容を講師に伝達すると共に、講義内容の調整を行う。パネルディスカッション進行の打ち合わせも併せて行う。

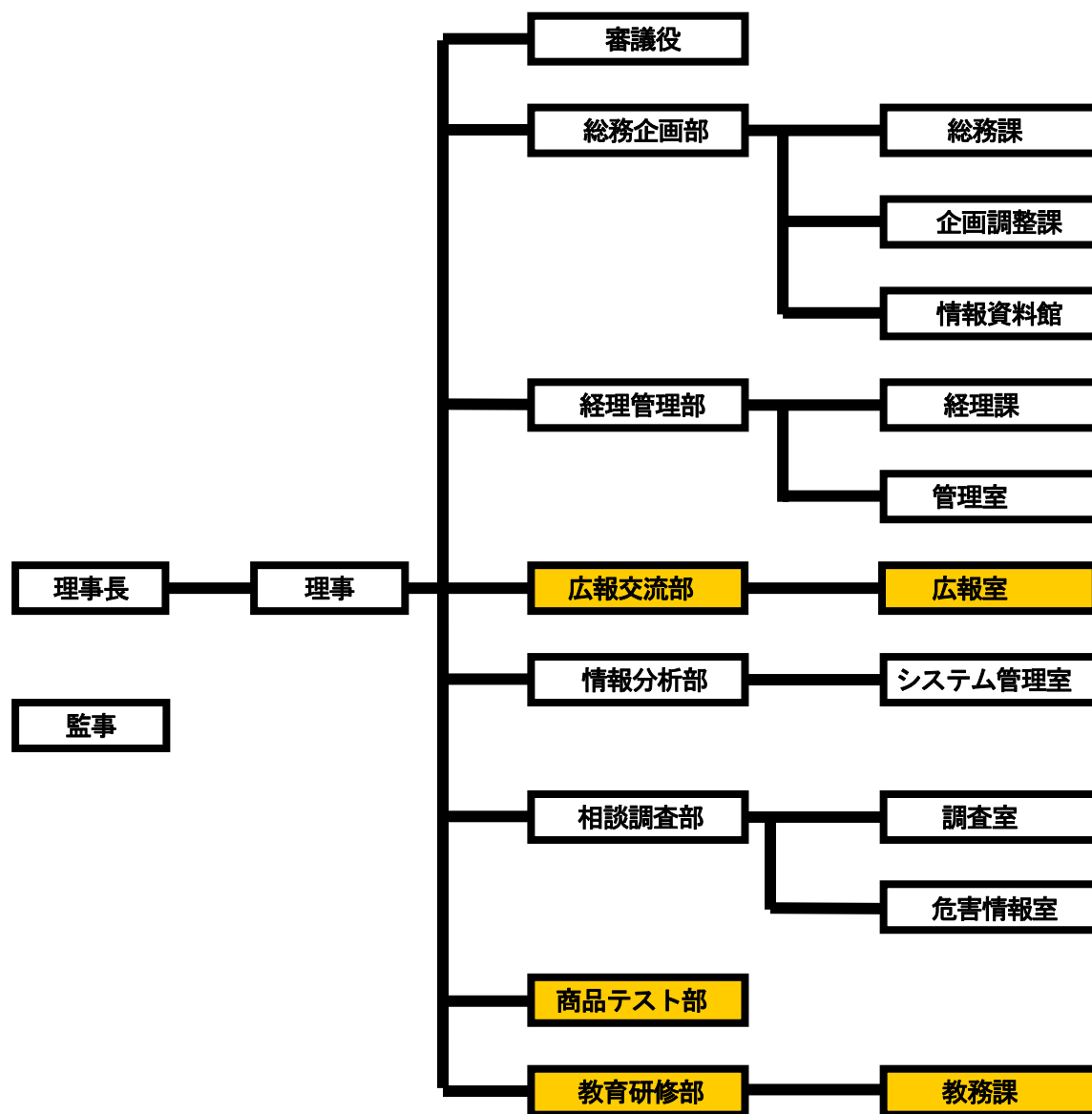
講義レジュメ等資料の最終チェック、印刷を行うと共に、資料を会場へ搬送。受講キャンセル、申込み内容の変更を把握し、使用会場と念入りに打ち合わせを行う。総合司会者には進行プロットを作成。

来訪した講師と打ち合わせ、講義内容を確認。講座が円滑に進行するよう、総合司会者と共に講座の時間管理、調整を行う。情報交換会に列席する来賓等の出迎え、進行管理を行う。

受講者が提出した講座アンケート調査結果の集計、分析。担当講師へ結果を伝達。講座の企画から実施までの総括をレポートし次回の参考とする。後援先の内閣府へ終了報告提出。

●独立行政法人国民生活センター組織図●

平成 19 年 4 月 1 日現在



広報交流部 : 国民生活センターが収集した苦情相談情報をもとに、消費者問題に関する情報を出版物やテレビ、リーフレット等により提供

商品テスト部 : 全国の消費生活センター等で受け付けた製品関連事故の原因究明テストの実施、国民の生活に重大な影響を及ぼすおそれのある商品のテストの実施

教育研修部 : 消費生活相談員、地方公共団体の職員、消費者団体の職員、企業の消費者対応部門関係者等に向けた研修の実施

イ 現状の外部資金の活用状況

1. 広報交流業務

区分	テレビ	月刊誌「たしかな目」			月刊誌「国民生活」		
①委託業務の内容	製作・放送	編集・デザイン・レイアウト制作業務	印刷・製本	販売	デザイン・レイアウト制作業務	印刷・製本	販売
②委託先名称	(株) 電通	(株) ワイズ201	文唱堂印刷(株)	・トーハン ・日販 ・(社)全国消費生活相談員協会等	(株) 太平社	東洋オフセット(株)	・全国官報販売協同組合 ・(社)全国消費生活相談員協会
③委託方法	随意契約	随意契約	一般競争入札	随意契約	随意契約	一般競争入札	随意契約
④契約実績 (18年度実績、千円)	152,208	36,000	19,390	5,522	4,050	4,531	4,976
⑤特定事業者のみ受託可能である場合は法律上等の根拠	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

17

区分	「くらしの豆知識」		啓発用リーフレット	
①委託業務の内容	デザイン・レイアウト制作業務	印刷・製本	企画・デザイン・イラスト制作業務	印刷・製本
②委託先名称	(株) 太平社	丸栄(株)	・(社)全国消費生活相談員協会 ・エム・アール企画(株)	(株) インパルスコーポレーション
③委託方法	随意契約	一般競争入札	随意契約	一般競争入札
④契約実績 (18年度実績、千円)	2,830	6,657	758	550
⑤特定事業者のみ受託可能である場合は法律上等の根拠	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

2. 商品テスト業務

①委託業務の内容	スプレー缶の「ガス抜き時の事故」「室内大量噴射での事故」「火中での爆発事故」「加熱源の近くでの事故」の再現テスト	スプレー缶の内圧測定	ヘナ配合のヘアカラーのパッチテスト	高麗人参「健康食品」の崩壊テスト	高麗人参「健康食品」のジンセノサイドテスト	高麗人参「健康食品」の残留農薬テスト	自動車用ジャッキの構造及び外観調査、耐負荷作動、耐荷重、傾斜荷重(SG認定基準CPSA0040)テスト
②委託先名称	日本カーリット(株)	(財)日本ガス機器検査協会 東京検査所	・中山皮膚科クリニック ・東京都済生会中央病院 ・東邦大学医学部	(財)日本食品分析センター	(財)日本食品分析センター	(財)食品環境検査協会	(財)日本車両検査協会
③委託方法	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約
④契約実績 (18年度実績、千円)	854	44	1280	275	277	834	401
⑤特定事業者のみ受託可能である場合は法律上等の根拠	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

①委託業務の内容	大豆イソフラボンの「たんぱく質定量」「カルシウム」「イソフラボン」テスト	中食フライの栄養成分、脂質検査量、ナトリウムテスト	中食フライのトランス酸含量、コレステロール含量テスト	乳幼児用チェアのホルムアルデヒド溶出量テスト	乳幼児用チェアのホルムアルデヒド溶出量テスト	補聴器の音響特性テスト	ケミカルヘナの酸化染料の定量分析(アミン類、パラフェニレンジアミン)
②委託先名称	(財)食品環境検査協会	(財)東京顕微鏡院	(財)日本食品油脂検査協会	(財)日本繊維製品品質技術センター	(財)日本繊維製品品質技術センター	有限責任中間法人日本補聴器工業会	(財)日本食品分析センター
③委託方法	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約
④契約実績 (18年度実績、千円)	268	1181	475	13	2	360	220
⑤特定事業者のみ受託可能である場合は法律上等の根拠	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

①委託業務の内容	幼児用自転車の破断面調査
②委託先名称	(株)アグネ技術センター
③委託方法	随意契約
④契約実績（18年度実績、千円）	47
⑤特定事業者のみ受託可能である場合は法律上等の根拠	該当なし

3. 教育研修業務・宿泊施設運営管理

区分	教育研修業務	宿泊施設運営管理
①委託業務の内容	研修講座の運営（一部）	<p>宿泊施設の運営管理 （注）宿泊施設の管理については、相模原事務所（管理研修棟、商品テスト棟、宿泊棟）の総合管理業務の一環として外部委託を行っている。</p> <p>【委託内容】 清掃業務、警備業務、受付案内業務、電気・機械運転保守業務、宿泊管理業務、環境衛生業務、総合管理附带業務（ペットメイク業務、電気機械運転の時間外業務、等）</p>
②委託先名称	全国消費生活専門相談員協会	日本ビルメイト（株）
③委託方法	随意契約	一般競争入札
④契約実績 （18年度実績、千円）	731	36,133
⑤特定事業者のみ受託可能である場合は法律上等の根拠	該当なし	該当なし